

特集／社会保障の今日的課題

国民生活の危機と社会保障「改革」

浜岡 政好

はじめに

現在、社会保障制度の大転換が「改革」の名の下に進められている。それは所得保障、医療保障、高齢者福祉や児童福祉等の社会福祉など社会保障制度のすべての分野にわたって行われているだけでなく、制度の原理的な見直しが行われていることが大きな特徴となっている。この時期になぜ社会保障の全面的「改革」なのか。国民向けのもっともらしい理由としては高齢社会への対応を掲げてはいるが、行われようとしている「改革」の中身は高齢社会への対応とは程遠く、逆に国民生活の危機を一層促進するものである。

進行中の社会保障制度の大転換、大改悪を読み解いていくには、それを90年代における日本資本主義の危機とその大企業中心の打開のシナリオに重ね合わせてみる必要がある。したがって小稿では今日の国民生活の危機の状況を分析するとともに、現在のいわゆる社会保障「改革」が国民生活を一層危機に追い込むことを、昨年来強行されてきている「政治改革」や「経済改革」、そして「財政改革」など大企業本位の政治・経済・社会システムの再編成との関連で分析することにする。

1. 経済的危機と国民生活の貧困化

2年以上にもわたる長期不況の下で国民生活の危機は一層深刻化してきている。現下の経済危機は通常の景気循環における不況局面というだけでなく、多国籍企業化した大企業が国内の社会経済システムを「国際企業の時代」にあわせてリストラ・再編する過程における問題の発現という側面を強くもっている。国内需要を賄うには過大な生産力を輸出にふりむけるというこれまでの『「追いつき追い越せ」型の日本型経済システム』（平岩リポート）が貿易摩擦を激化させ、円高を高進させるなかで、その危機突破の方向を一層の多国籍企業化（産業の空洞化）と規制緩和に見いだそうとしている¹⁾。この大企業本位の危機対策は、結局のところ大企業の経済活動の国際的・国内的な障害や制約を除去し、蓄積条件を再構築するために経済的・社会的条件を整備するということである。

そしてODAなど国際社会での摩擦緩和対策の費用の増大や国内市場の拡大のための新型公共投資など「日本型経済システム」のリストラ・再編のために必要となる膨大な財政需要への対応が「財政改革」（消費税率のアップ）というわけである。また発展途上国の低賃金を利用した多国籍企業の経済活動に対抗するという名目で

国民の生活水準の引き下げが企図される。社会的規制の弾力化と社会保障制度の改悪はこのための不可欠な要素なのである。このように経済危機打開の大企業本位のシナリオは国民生活の危機をさらに悪化させてきているのである。

①高失業と過重労働の同時進行

こうした経済危機の国民生活への影響をまず雇用・失業からみてみよう。『94年版労働白書』によると、93年の完全失業者数は166万人、前年より24万人増え、また完全失業率も2.5%と前年より0.3ポイント上昇し、いずれも第1次石油危機直後の1975年以来の「大幅な増加」となっている。94年に入っても雇用・失業は一段と悪化しつつある。94年3月の完全失業者数は208万人と初めて200万人台を超え、失業率も2.9%と過去最高水準に迫りつつある。有効求人倍率も低下しつづけ94年6月には0.63倍と、87年の円高不況以来の低水準となっている。

とはいえこうした「労働力調査」や職安統計にあらわれた失業はまだ厳しい現実の一部しか反映していない。これらが表示しているのは若年層を中心とする過剰人口の流動部分である。ナポリ・サミットの経済宣言でもとりあげられているような、「雇用創出」を名目にして先進資本主義国における労働諸条件の切り下げが行われ、他方でこうした「労働市場の弾力化」とあわせて社会保障給付の切り下げなどが進行すれば、派遣労働やパートタイム労働等の不安定就労や低賃金労働が拡大することになる。そうすれば日本のように見せかけの失業率（完全失業率）は確かに低くなるだろう。

これは失業問題の解決ではなく隠蔽化である。つまり、今日の失業の特徴は、その中心部分が「完全失業」のような目に見える「短期的流動的失業」ではなく、かつて「不完全就業」とか「半失業」などと呼ばれた、通常以下の低賃金・

悪労働条件での就業に実質的失業の形態に変わってきているのである。また非労働力人口として潜在化させられている場合もある。「就業構造基本調査」(92年)のデータを用いて、低賃金・不安定就業を含めた失業の総体を測定してみると、まず無業者で就業を希望している者は954万人、うち求職活動をしている者383万人である。またパートタイマー、アルバイト、嘱託、派遣社員などの不安定就業者の総数は1053万人となっている。さらに正規従業員のなかの低賃金労働者（年間所得100万円未満）が65万人いる。

これらの失業者・不安定就業者の総合計は2072万人にも達する。もちろんこのすべてが求職活動をしているわけではないから「完全失業者」ということにはならないが、前記「労働力調査」の「完全失業者」数がいかに失業状況を過小にしか表示していないかがわかる。今後、リストラ「合理化」や生産拠点の海外移転がさらに進めば、失業問題の一層の深刻化は避けられない。この点について大企業サイドの姿勢は明確である。円高に対応するためにリストラと規制緩和を断固推進するというものである。例えば、新日鉄の今井敬社長は規制緩和によって「生産性の劣った企業や公的部門の整理・淘汰」が行われ、「雇用問題が顕在化することは避けられない。現実には相当数の失業が発生し、社会的混乱が生じる事態も予測される」が、「展望の持てる痛みの方を選択すべき」とする。（『朝日新聞』94年7月31日）

勤労国民の「痛み」は失業だけではない。徹底したリストラ「合理化」は排除をまねがれた労働者の側での過重労働を一段と強めている。一方で生産調整による一時帰休まで行いながら、他方では「余剰人員」を他工場や他企業へ応援・出向させるために労働密度が以前にも増して強まっている。JMIU日産の「連合」組合員対象の

特集・社会保障の今日的課題

調査では、「仕事が以前よりきつくなった」が51%、その理由は「仕事範囲の拡大」と「人員の減少」となっている。またFA化やME化がさらに強化され、「長時間・過密・高緊張・強制」といわれる非人間的な状況が進んでいると伝えられている²⁾。かくして高失業と併存して不況下でも過労死が多発する状況が生まれているのである。（「過労死110番」）

②生活の困窮化と家族の危機

勤労国民の状態悪化は生活場面にも色濃く現れている。高支出型生活様式の下で賃金抑制が行われた結果、生活困難が強まっている。「賃金構造基本統計調査」によれば、93年の平均賃金は前年比2.1%増の28万1100円（38.7歳）、この上昇率は統計開始以来最低の伸びになっている。また「毎月勤労統計調査」（速報）でも、93年度1人当たり実質賃金（30人以上規模企業）は、前年比0.1%減になっており、80年度以来13年ぶりにマイナスになっている。現金給与総額は401,294円、前年比1.0%増で、これも70年度以降最低の伸びになっている。このような実質賃金の伸びの停滞または減退にくわえて、今年になって公共料金が続々と値上げされた。

93年の総務庁「家計調査」（速報）によれば、こうしたなかで勤労者世帯の家計状態はまさに火の車になっている。勤労者世帯の実収入は世帯主の臨時収入・ボーナスや妻の収入が実質減となったために、実質0.1%の微増にとどまり、1981年以来の低い伸びとなっている。このような家計収入の実質的減少は消費の抑制をもたらしている。1カ月の平均消費支出は355,276円で、実質前年比0.4%減となった。この実質マイナスは1980年以来13年ぶりでのことである。税・社会保険料など非消費支出の1カ月平均92,390円と消費支出あわせた実支出は477,666円となっている。この他にも待ったなしの支出がある。

実支出以外の支出のなかに含まれている多様な借金の返済である。住宅ローンの返済（28,103円）、他の借金返済（5,644円）、月賦払い（9,569円）、掛買払い（11,495円）などの合計は54,811円になる。

これらのすべてを合わせると502,477円になる。これが勤労者世帯が毎月どうしても支出しなければならない金額である。これに対して夫の勤め先からの定期収入は364,427円である。したがって家計構造上からも臨時収入等や妻の収入が不可欠になっており、この部分の収入減が消費支出にすぐはねかえることになる。また実支出が伸びていないにもかかわらず、消費性向は83年以降ずっと低下傾向にある。消費を抑制して借金の返済や貯蓄にまわしているのである。

とはいえ消費の抑制によってもカバーできない家計支出は借金でということになる。93年の貯蓄動向調査によると、93年末の勤労者世帯の負債残高は359万円と前年比15.5%の大幅増となっている。これにあわせて消費者信用の破綻は空前の規模になっている。最高裁事務総局のまとめでは、92年の個人破産申立件数は4万3144件に達し、これまでの最高になっている。ちなみに90年の破産申立件数は2万3288件であった。このほかに破産予備軍（支払い不能者）が100万人以上いるともいわれており、今日の生活危機が切迫した状況になっていることを示している。

このような勤労者家族の経済的困難はまた生活単位としての家族の危機を一段と深刻化させている。93年の「国民生活基礎調査」によれば、世帯の規模は2.96人とさらに縮小し、世帯形態では高齢「単独世帯」や中高年の「夫婦のみ世帯」が増加している。また「児童のいる世帯」は34.9%で前年より41万世帯も減少しており、少子化傾向が依然として進行している。ライフステージの初期（子育て期）と晩期（高齢期）

に過大な生活課題を担わざるをえない小さな核家族に対する社会的な支援策が十分に整えられていない中で、子育て危機、介護危機として家族問題が噴出している³⁾。なかでも高齢期の生活不安が極めて強くなっている。これは単に高齢期だけの生活不安ではなく、高齢期を含む全生涯周期の生活不安と重なっている。

高齢期の生活問題に関しては、この間の社会保障「改革」において事実と異なる高齢期生活像がふりまかれ、それが根拠となって制度改悪が合理化されてきているので、高齢期生活の実相について若干ふれておくことにする。この年3月に出された「21世紀福祉ビジョン」でも豊かな高齢期生活像が大前提に据えられている。確かに「全国消費実態調査」(89年)の高齢夫婦世帯のように年収557万円(有業者あり)という相対的に「豊かな」高齢期生活が存在するのは事実である。しかし、高齢夫婦世帯が高齢者世帯の約半分しか占めていないだけでなく、こうした有業者のいる高齢者世帯はそのなかのさらに恵まれた一部の層である。ちなみに同じ89年の「国民生活基礎調査」の高齢者世帯の平均年収は275万円となっている。

高齢期生活は全体に現役時代よりも生活水準が低下するだけでなく、現役時代の生活格差がさらに増幅して現れる。老後生活を支える中心的役割を担っている公的年金についても制度間で格差があるだけでなく、現実の受給額はおしなべて低額である。例えば、受給年金の年額60万円未満が男性で32%、女性では64%にも達している。また高齢者世帯の所得分布に生活保護基準を当てはめてみれば、高齢者世帯の約35%が生活保護基準以下になるという試算もある⁴⁾。このように高齢期生活がまさに貧困状態にあるというだけでなく、これまで数多く実施された高齢者生活実態調査が示しているのは、大多数

の高齢者世帯では経済的困窮と要介護状態がまさにつながっているという事実である。こうした事実こそ社会保障の真の改革の土台に据えられるべきである。

2. 社会保障「改革」の展開と 社会保障の危機

①「臨調行革」下の社会保障「改革」の特徴

このような国民生活の危機の深まりに対して、社会保障は国民の生活困難を防ぐという本来の役割を十分に発揮しているであろうか。生活危機の深刻化にもかかわらず、80年代の「臨調行革」以来現在まで、社会保障「改革」の名の下に一貫してその抑制と縮小が強行されてきた。80年代の社会保障「改革」の論拠として持ち出されたのは、「財政危機」論、「高齢化社会危機」論、「豊かな社会」論、「市場万能」論などであった。この場合に最も前面に出されたのは第1次石油ショック以降の膨大な財政赤字の削減問題であった。そしてこの問題への自民党政府や財界の処方箋として、増税などによる負担の勤労国民への転嫁、財政コストのかかる公共サービスや公的負担の縮小などが打ち出された。

他方で、「豊かな個人」・「豊かな社会」論は国民の負担能力や社会保障の後退に耐えうることの論拠とされた。しかし、これを裏付ける客観的データなどはほとんどなく、唯一持ち出されたのが例の「中流意識」の肥大論である。したがって第二臨調のスローガンとしての「自立・自助」や「互助・連帯」は生活実態がそうであるというよりも、そうすべきという道徳性を帯びていた。また「財政危機」論が緊急避難的であったとすれば、「高齢化社会危機」論の方は予防的な提起として社会保障政策の転換を合理化する役割を担った。これに公的施策を敵視する「市場万能」論がセットになって「臨調行革」下の

特集・社会保障の今日的課題

社会保障「改革」が推進されたのである。

こうした80年代の社会保障「改革」は、当面する「財政危機」の解決が中心に据えられていたこともあって、政府の社会保障への財政支出を削減するとともに、老人医療の無料化廃止、健康保険制度の改悪、公的年金の保険料の引上げや給付の低下、福祉施設等での「受益者負担」強化など公共的なサービスの受け手に対する負担増などに重点がおかれた。その結果、勤労者生活においては強要された自助に対応するなかで「過労死」の多発や「福祉が人を殺すとき」という状況が生み出された。勤労国民に対しては自立・自助と負担増を、大企業には至れり尽くせりの保護をという80年代の「臨調行革」型政策は、大企業の競争力を急速に強化して、多国籍企業化する一方、国民生活の惨めさを一層際立たせた。そして「企業富み、民貧し」という批判を広範に引き起こした。

②90年代社会保障「改革」の方向性

80年代の社会保障「改革」がどちらかといえば、眼前の財政危機を突破口にして緊急避難的に強行されたとすれば、90年代の社会保障「改革」はもう少し長期戦略的に構想され、展開されている。それは80年代を通じて多国籍企業化してきた日本の大企業が、そのような世界的な位置のうに多国籍企業国家、すなわち「経済大国」として、国内の社会・経済体制を再編しようとしており、社会保障もその一環としてリストラの対象にされているということである。90年代に入ると「ゴールドプラン」など高齢者の介護問題を中心とした社会福祉政策が前面に出てきており、高齢者福祉の整備の面で従来より一定の改善がみられることも確かである。

しかし、多国籍企業化した大企業の立場から政策体系全般にわたって経済合理性が徹底して追求されており、政策理念として戦後一貫して

掲げられてきた「福祉国家」像は完全に廃棄されている。社会保障が生活論や権利論のうに構築されるのではなく、理念的にも完全に経済政策に従属するものとして位置づけられてきている。この点が90年代の社会保障「改革」のイデオロギーの大きな特徴である。例えば、高齢者介護等は「特に公的に行わず各家庭の自助努力にまかせるという選択も考えられよう。…しかし、この場合、介護が必要な者の多くが病院に長期入院という形で出てくることが考えられ、コスト的にはかえって高くなるということも考えられる」(厚生大臣官房政策課長 横田吉男)というように、高齢者福祉等の拡充も医療費の抑制との関連で位置づけられているのである⁵⁾。

そしてこうした社会保障「改革」の前提となっているのが、21世紀に向けた大企業サイドの90年代戦略としての「生活大国五カ年計画」(92年6月)である。これはタイトルの「生活大国」からくるイメージとは正反対に多国籍企業化してきた日本の大企業体制の生き残り戦略である。計画が目指しているのは、21世紀における「活力ある産業社会」の維持とそのための社会経済の再構築である。そのために規制緩和などによる「市場メカニズムの活性化」を通じて、国内の非製造業部門や農林水産業などをリストラし、多国籍企業化した大企業の経済活動に適合的な社会経済的条件を整備しようとしている。したがって90年代の社会保障「改革」はこのような大企業体制存続の諸課題との関連で行われているのである。

この計画のなかで社会保障は生活関連社会資本の整備や国際貢献とならんで財政運営の重点施策にあげられてはいるが、他の2つの施策が拡充の方向で位置づけられているのに対して、社会保障は「給付と負担の適正化・公平化等制度の見直し、効率化をすすめる」と抑制の方向

が示唆されている。既に見てきたように勤労国民の失業や生活の困窮化が進行し、家族の自助力が減退して高齢期不安が未曾有に高まっている時期に、社会保障の大幅な後退を国民にいかを受容させるか、これが社会保障「改革」のイデオロギーに与えられた役割なのである。しかも、注視しなければならないのは、単に社会保障の大後退を受容させるだけではなく、他方でまさにその社会保障を口実にして消費税の増税や社会保障の負担増を強行しようとしていることである。

とはいえ、このような社会保障の大規模なリストラは、これまでの社会保障に対する考え方と原理的に矛盾せざるをえない。「臨調行革」下の社会保障の後退はまだしも財政赤字による一時的な緊急避難という姿勢で対処することもできた。しかし、それでも社会保障の後退は憲法の生存権保障の精神にもとるものとして国民の厳しい批判にさらされた。したがって90年代において「経済大国」にふさわしい生活保障を要求する国民の声に逆行して社会保障の後退を強行するには、憲法の生存権に基づいて構築されてきた戦後の社会保障制度の原理的な転換を図る必要が出てきたのである。93年2月の社会保障制度審議会「社会保障将来像委員会第1次報告－社会保障の理念等の見直しについて－」は、まさにこうした要請にこたえて出されてきたものである。

この「第1次報告」は「社会保障の理念等の見直しの必要性」として、社会経済環境の変化によって労働力人口の減少や高齢化などが進展するために、「社会保障財源上の制約」が今後強まることをあげている。そしてこうした問題の解決には、社会保障の理念を「みんなのために、みんなでつくり、みんなで支えていくもの」というように転換させて、社会保障に必要な費用

を国民すべてで支える必要があると説く。これは具体的に何を意味するのであろうか。一言でいえば、憲法の生存権保障に対する国家責任の縮小であり、資本主義社会における生活問題に対する資本家責任の免罪である。つまり社会保障を原理的に共済のレベルに先祖帰りさせるものである。

こうした原理的な転換はまずはじめに社会保障財政の抑制という結論をたて、そこから逆に公的責任の縮小を導出している。つまり、「高齢社会の到来による年金、医療、介護等の急速な費用増大を考えると、社会保障制度の長期安定を確保するためには、財政面での制約をも考慮しつつ社会保障の守備範囲を再検討することは避けられない」というわけである。このため報告書は公の役割や責任を著しく貶低し、縮小させた公私役割論を展開している。例えば、「社会保障の費用について相応の負担」が基本であるとか、「生活の維持・向上は国民各自に第一次的責任」があるとか、「家族による世話を全面的に公的責任に切り替えるのではなく、家族による介護を公的に支援」するにとどめるなどという具合である⁹⁾。

社会保障制度審議会における社会保障の原理的な見直し作業とならんで、この年3月末には厚生大臣の私的諮問機関である高齢社会福祉ビジョン懇談会から「21世紀福祉ビジョン」が発表された。このビジョンは93年12月に出された経済改革研究会の報告（「平岩リポート」）とワン・セットになっており、規制緩和を主軸とする「経済改革」の5つの政策の柱の一つとして位置づけられている。結局、ビジョンが強調しているのは、「高齢者が増えれば介護の費用が膨らんでゆく」ということであり、「そういう将来像を描いたうえで、租税負担の上昇は避けられない」ということである。つまり、ビジョンは

特集・社会保障の今日的課題

「税制改革」(消費税率の大幅アップ)の待ちに待った口実を提供したのである。

この「福祉ビジョン」の掲げる政策が高齢期生活や子育ての不安を決して解消するものではないことは、「新ゴールドプラン」の水準や子育て支援の中身からみてとることができるし、既にこのビジョンが織り込みずみとしている公的年金や健康保険の改悪の内容からも推察することができる。予想されたようにビジョンは社会保障の全般的な後退と大幅の負担増を合理化する煙幕として活用されるしかないように思われる⁷⁾。

だが、このような社会保障「改革」はその先にどのような勤労国民の状態を作りだすことになるのだろうか。「改革」によってもたらされる社会保障の大幅な後退は大企業にとっては租税などの財政的負担を軽減させるだけでなく、公共的財源を大企業本位で活用する余地を大きくし、また生活不安が増大させる勤労者の預貯金などが金融機関や国家を経由して大量に企業の活動資金として流入することになる。加えて社会保障の給付水準の低下や負担の増大は、高齢者や女性などを低賃金の不安定就業者として労働市場へと誘引する。これは多国籍企業化した大企業にとってはきわめて都合のよいシナリオであるが、勤労国民にとっては逆に生活困難を一層増幅させることになる。とりわけ自立度の低い幼少期、高齢期に矛盾が集中し、子育て困難や介護危機が深刻化する。

おわりに

このように社会保障「改革」は勤労国民にとってまさに社会保障の危機以外の何ものでもない。勤労国民の生活危機が進行し、社会保障の役割が一段と大きくなる時期に、肝心の社会保障の縮小・解体が進められているのである。そ

してこの間の「政治改革」や「経済改革」、「税制改革」などの推移が示していることは、90年代社会保障「改革」が単に社会保障領域に限定した制度改悪ではないということである。現在進められているのは戦後の憲法体制そのもののリストラであり、平和と民主主義の全面的な再編の一環としての社会保障「改革」であるということである。

この点について大企業体制維持の側の姿勢は明確であり、断固としている。小選挙区制、消費税率アップ、規制緩和、健康保険法改悪など一連の諸「改革」の進め方がそれを象徴している。少々の国民の反対は無視して強行する、これが「改革」のやり方である。このことに関しては政党レベルでは日本共産党を除いて親小沢グループも反小沢グループも全く差がない。競ってリストラ政策(前記の経済改革研究会の中間報告は、福祉も聖域にしないことを明言している)を促進してきている。また高級官僚が「時には国民の方々に対しても困難な問題についてもご理解をいただかなければならない」(井手厚生大臣に対する古川厚生事務次官の歓迎の辞)などと広言する状況もある。このように社会保障をめぐる政治状況は「臨調行革」時のそれ以上に厳しいことを直視しておく必要がある。

しかし、こうした大企業本位の社会・経済「改革」は国民生活の危機をさらに促進し、大多数の国民との間の矛盾も強めざるをえない。しかも、この多国籍企業化に向けた大企業強化戦略によっても経済的な危機の打開は困難であろう。今日の危機の中心は大企業が突出して富を一方的に蓄積するシステムにこそあるからである。その大企業の社会経済的な力を一層強化しようという「改革」の処方箋は、もし成功したとしても、それ自身が問題の解決をさらに難しくすることになる。むしろ、今、必要なことは社会・

経済政策のベクトルを国民生活優先の方向に大転換させることである。

このことについて内橋克人氏などの、90年代不況を異常に長引かせているのは、家計から企業への「絶えざる所得移転」による「足腰の弱い消費市場」に問題があり、したがって不況からの脱却には従来のような所得移転のシステムを是正し、勤労者を豊かにさせる社会システムの構築こそ不可欠であるという主張には説得力がある⁸⁾。

つまり社会保障の拡充が経済を危機に陥れるのではなく、勤労者の生活不安を解消し、生活状態の改善につながる社会保障の拡充や住宅、教育、医療、交通・通信、文化など生活型の社会基盤の整備こそが「活力ある経済の維持」を可能にするのである。したがって、現在進められている社会保障「改革」に反対するとともに、勤労者生活の実態と憲法の生存権保障の理念をふまえた社会保障の拡充・発展の中身を具体化することが重要な課題になっている。

(注)

- 1) 経済改革研究会の報告については、日刊工業新聞特別取材班編『平岩リポート 世界に示す日本の進路』、にかん書房、1994年が詳しい。社会・経済のリストラ戦略の概要が把握できる。
- 2) これらの実態に関しては、『労働運動』94年8月号、特集「現代の貧困化と労働者階級」の「職場からの報告」を参照のこと。
- 3) 子育てや介護など生活周期上の生活課題や生活問題については、拙稿「ライフサイクル上の生活諸課題と生活支援サービスの可能性」でとりあげている。
- 4) 全労連・建設一般・雇用失業政策研究会「今日の失業の性格に関する調査研究と提言」、『賃金と社会保障』94、3合併号、19～26頁参照。
- 5) 横田吉男「今後の社会保障の課題」、『週刊 社会保障』94年8月8日・15日、No1801。
- 6) 「社会保障将来像委員会の第一次報告」については既に「憲法理念の放棄と生活状態軽視の『社会保障』像」(中央社会保障推進協議会『社会保障』93年4・5月合併号)という小論で批判的に検討した。
- 7) 「21世紀福祉ビジョン」についても拙稿「消費者増税への道清める『福祉ビジョン』」(『労働運動』94年7月号)でとりあげている。
- 8) 内橋克人『破綻か再生かー日本経済への緊急提言』文芸春秋社、1994年。

(常任理事・佛教大学教授)

全労連主催アジア・太平洋労組シンポ

労働者の権利、人権と 多国籍企業の民主的規制

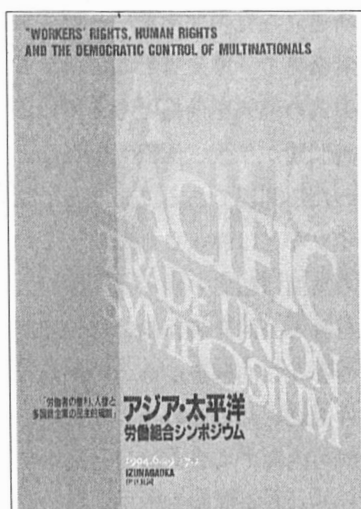
「多国籍企業」をテーマとするシンポは日本の労働運動史上初の試みとして内外から注目される中で、8カ国、3国際組織が参加。本書はシンポを全収録し、豊富な資料も掲載。

定価：1,500円(消費税込み・送料別)

発売：(株)アキコ企画

注文：労働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ403
TEL03(3940)0523 FAX03(5567)2968



編集・発行 全労連